

平成 29 年 5 月 16 日

各 位

会社名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 内藤 忠顕
コード番号 9 1 0 1
上場取引所 東証・名証各第一部
問合せ先 法務・フェアトレード推進グループ長
久保田 圭二
(TEL:03-3284-5151)

単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 21 日開催予定の第 130 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更についての議案を上程することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを推進しています。かかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するに際して、当社株式の売買単位の価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するため、10 株を 1 株にする株式併合を行うものです。なお、各株主様の議決権数に変更は生じません。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	1,700,550,988 株
併合により減少する株式数	1,530,495,890 株
併合後の発行済株式総数	170,055,098 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	2,629 名（ 2.07%）	10,422 株（ 0.00%）
10 株以上	124,178 名（ 97.93%）	1,700,540,566 株（99.99%）
合計	126,807 名（100.00%）	1,700,550,988 株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様 2,629 名（その所有株式の合計は 10,422 株）が当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、株式併合の効力発生前に、会社法第 194 条第 1 項及び当社定款の規定により、ご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式に対する買増請求制度をご利用いただくことができます。また、同法第 192 条第 1 項の規定により、ご所有の単元未満株式について買取請求制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

⑤ 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、それらの処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数が減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成 29 年 10 月 1 日付)
2,983,550,000 株	298,355,000 株

(3) 併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本変更については、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日である、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。
- ② 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、代表取締役又は経営委員のうちから社長を選定できるようにするものです。また、経営委員のうちから社長を選定した場合に、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の代表取締役が株主総会の招集を行うことができるようにするなど、所要の変更を行うものです。
- ③ 現行定款第 25 条第 2 項と他の条項の記載を揃えるため、所要の変更を行うものです。

(2) 変更内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>29億8,355万株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>298,355,000株</u> とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第12条 (条文省略)	第8条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
(招集者)	(招集者)
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集する。	第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。 <u>代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集する。</u>
第15条 (条文省略)	第15条 (現行どおり)
(議長)	(議長)
第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役がこれに当たる。	第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。 <u>代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役がこれに当たる。</u>

<p>第 17 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 21 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、<u>代表取締役社長 1 名</u>を選定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を<u>定め</u>ない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 28 条～第 51 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条～第 20 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会等 第 21 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 代表取締役は、<u>当</u>会社を代表し、<u>当</u>会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名を選定することができる。</p> <p>4 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役又は経営委員のうちから社長 1 名</u>を選定することができる。</p> <p>(経営委員)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議によって、<u>経営委員を選任し、当会社の業務の執行を担わせることができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行定款第 26 条記載のとおり)</p> <p>(取締役会の招集者)</p> <p>第 28 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を<u>選定</u>しない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、<u>代表取締役社長を選定</u>しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 29 条～第 52 条 (現行定款第 28 条～第 51 条記載のとおり)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新設)	<u>附則</u> <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第5条及び第7条の変更は平成29年6月21日開催の第130期定時株主総会の議案に係る株式併合及び単元株式数変更の効力発生日である、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもってこれを削除する。</u>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 変更の条件

第5条及び第7条の変更並びに附則の新設は、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月16日
定時株主総会開催日	平成29年6月21日(予定)
定款一部変更の効力発生日(※)	平成29年6月21日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(※)「3. 定款一部変更」の附則参照

(注)上記のとおり、単元株式数及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1 単元株式数の変更及び株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、効力発生日をもって、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、効力発生日をもって、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを推進しています。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

併せて、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を、証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持するとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

効力発生後の 100 株は、効力発生前の 1,000 株に相当することから、株式併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますが、単元株式数は 10 分の 1（1,000 株から 100 株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 3 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはございませんので、株主様のご所有株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の 10 倍となります。

したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有株式の資産価値が変わることはございません。

Q4 受け取る配当金額はどのようなのでしょうか。

株主様をご所有の当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定としておりますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はございません。ただし、株式併合により生じた端数（1株に満たない株式）につきましては、当該端数に係る配当は生じません。

Q5 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	5,000株	5個	500株	5個	なし
例2	2,017株	2個	201株	2個	0.7株
例3	500株	なし	50株	なし	なし
例4	9株	なし	0株	なし	0.9株

株式併合の結果、端数が生じた場合（上記の例2、4のような場合）には、会社法の定めに基づき一括して処分し、それらの処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

また、効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例4のような場合）には、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、当社株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたく存じます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座名簿に記載又は記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされません。詳しくはお取引の証券会社にお問合せください。

Q6 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取請求制度又は買増請求制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。当社は平成29年1月1日（年初営業開始日である平成29年1月4日ご請求受付分）より、株主の皆様がご所有の単元未満株式（効力発生前までは1,000株未満）の買取・買増請求に係る株式売買委託手数料（売買価格100万円以下の金額につき1.150%）を、無料としております。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

Q7 株式併合後も単元未満株式の買取や買増は可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取請求制度及び買増請求制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

Q8 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q9 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

株主優待制度については、株式併合の割合に応じて、以下のとおり発行基準を変更いたします。当該基準については、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様への発送分より適用いたします。なお、実質的な発行基準に変更はございません。

3月31日現在のご所有株式数		ご優待割引券枚数
効力発生前（現行）	効力発生後（変更後）	
1,000株以上 5,000株未満	100株以上 500株未満	3枚
5,000株以上 10,000株未満	500株以上 1,000株未満	6枚
10,000株以上	1,000株以上	10枚

Q10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 16 日 取締役会決議日

平成 29 年 6 月 21 日 定時株主総会開催日（予定）

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日（予定）

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（予定）

平成 29 年 12 月頃 端数株式処分代金のお支払い（予定）

【お問合せ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人にお問合せください。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く 9:00～17:00）